

マンションみらい設計® 通信

2022年(令和4年)1月25日
第00082号(隔月発行)

編集／発行者：マンションみらい設計®
住所：兵庫県西宮市段上町5丁目2-31-501
神戸事務所：神戸市中央区御幸通8-1-6
神戸国際会館2階
電話：0798-53-0139／0120-935-554
URL: <https://www.miraisekei.com>

管理業務のIT化を促進

国土交通省は1月24日、マニション管理適正化法に基づく管理事務のIT化について各地方整備局の建設部長、一般社団法人マンション管理業協会（管理協）理事長らに通知した。管理組合資金の決済方法としてインターネットバンキングを採用したり、電子マネーの活用を推奨する内容だ。不動産・建設経済局参事官名で発出されている。

「マンシヨン管理事務のＩＴ化は業界全体の業務効率化や人材不足対策に資するだけではなく管理組合にとつても役員の担い手不足や事務負担を軽減、区分所有者の利便性向上に資する」と、管理組合・管理会社双方にメリットがある点を強調。ＩＴ化に向けて「インターネットやバンキングや電子マネーなどのＩＴを積極的に活用することが重要」とした。

電子マネー導入の必要性について「個々の管理組合で異なる」としこのため管理組合が導入を検討する際は「適切な説明や助言を積極的に行う」よう管理会社に求めた。

導入で管理委託契約書の内容を変

建て替え決議要件の「5分の4」緩和の必要があるのでは」。昨年1月の特別国会で、マンションの建て替えに焦点を定めた質問主意書が参議院に提出されている。建替え決議の要件緩和について見解を問われた政府は、おととし7月17日に閣議決定とした規

質問主意書を提出したのは浜田聰参院議員（ＮＨＫ）と裁判して党弁護士法72条違反で、もともと同僚の丸山穂高副党首

が衆院議員だった。昨年10月、衆議院に主意書を提出していたが解散で答弁に至らなかつた。

れた要除却認定の対象に係る要件の在り方などについて尋ねてある。「急増する老朽化等マンションに対応するには建て替え等推進策を抜本的に強化する必要がある」として建替え決議要件の緩和、修繕や除却費用の積み立ての法的義務付けなど

「修繕や除却費用積み立ての法制化」については「マンション標準管理規約で修繕積立金の額は管理組合が自主的に決められるべきとしている」などと、法的な義務付けには「慎重な検討が必要と考えている」と答弁した。(マンション管理新聞192号)。

要件緩和含めて検討 主意書に答弁 参議院 建て替え 決議・在り方

参議院について政府の見解を求めた。

更する場合は、重要事項説明の際
「導入メリット」など丁寧に説明することが望ましい」としている。
バンキングは、適

正化法規則に規定される収納・保管口座として活用することが以前から認められており、パスクードの保持・管理などについても2009年9月9日付の通知で言及している。通知についても、同省は「マンション管理業においてもデジタルメトロ」

管理業務のIT化に関しては昨年8月、管理協が「管

理組合資金の決済方法として金融機関のエレクトリックバンキングの活用等、「マンショーン（現場）での共用施設利用料の支払い等による現金払い等による現金授受の廃止に向けて電子マネー普及推進」について周知を検討するようになり、国交相に要望していた。（マンション管理新聞 119号）。

物語トピック

管理費等㎡当たり負担額 住戸で違い 最大2.7倍以上の差

「過払い分」の返還求め提訴

金の「管理費等」の負担について「各区分所有者の共用持分」、つまり専有部分の床面積割合に応じて「算出する」と定められたが分割時に業者が決めた金額は同規定とは異なっていた。規約改正後も管理費等が共有持分に応じて算出・徴収されることとなかった。管理費等の負担額は専有面積で区分した39タイプある住戸ごとに決められている。規約改正時、専有面積約105平方㍍の住

19年4月 いたま地裁川部判決は区分者側の主張を床面積に応じ出した額を超収した約1万円の支払い組合に命じ同面積に応じ出した額を超支払い義務が区分所有者にことも認めた齋藤憲次裁判は、専有部分方より当たりの

支払い債務の不^可能性を認めた。この結果、支払は認められず、債務は清算され、債務者に債務の清算額が支払はされた。

京高裁判決も1審判決を支持。提訴から控訴審の口頭弁論終結時までに各区分所有者が収めた管理費等についても不当利得を認定し新たに約61万円の支払いを管理組合に命じた。

控訴審判決では分譲時、売買契約書で管理費等は「共有持分に応じて負担する」とさ

れていたが、管理規約では分譲業者が当初就任していなかった「管理者」が別途定める管理費等を管理者に支払う、と規定された事実が新たに認定された。

八木一洋裁判長は、住戸取得時に管理費等が共有持分に応じて算出されていらない点について、「説明されたことを認めるに足りない」と指摘。 「区分所有者が管理費負担の不均衡や格差を認識していたとは認めら

れない」とし「購入者は正確な持分割合と費用負担割合が異なっていることも熟知して購入している」とする管理組合の補充主張を退けた。仮に区分所有者が管理費等の金額について同意していたとしても「そのことをもつて『区分所有者間の利害の衡平』が図られているということはできない」とした。(マンショングループ新聞 118号)

金が一定合で値上た。こうしたどる中、くマンシ入した区からが管理担割合の二を指摘。『新築時から所有者を全人が0.4改正を決議する現状無決議ま

3月に区分所有者側の勝訴が確定

群馬のリゾートマンションショウ

し十七年、さいたま地裁に提訴した。

編集後記

(使用者が記入してください)